

## 長崎港原木輸出促進事業に係る土場確保助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、企業等が長崎港で原木を輸出する際に必要となる土場の確保に要する経費について、長崎港活性化センター（以下、「センター」という。）が予算の範囲内で助成することにより、長崎港を活用した原木の輸出を促進させ、長崎港の活性化につなげることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「長崎港」とは、「小ヶ倉柳埠頭」をいう。
- (2) 「原木」とは、製材される前の伐採された状態の木材をいう。
- (3) 「土場」とは、原木を一時集積し、保管するための場所をいう。

### (交付対象)

第3条 助成金の対象となる経費は、長崎港から輸出する原木を、保管するための長崎港内の土場借り上げに係る当該年度内に生じる経費とする。

2 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業及び団体に交付するものとする。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している者。
- (2) 原木を保管するための長崎港内の土場を借り上げた者で、保管した原木が当該月内に長崎港国際定期コンテナ航路（内航フィーダーを含む）を利用し、輸出された場合。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

### (助成金の額等)

第4条 助成金の額は、第3条第1項に定める経費の実費を交付することとし、長崎県港湾管理条例（昭和51年3月19日長崎県条例第11号）第13条第1項に定める使用料を上限とする。

2 助成金の交付を受けようとする企業及び団体（以下「請求者」という。）に助成金を交付する額は、1請求者につき年25万円を上限とする。

3 助成金は予算の範囲内で、適正な請求書の受付日時順に交付決定を行うものとし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過分については交付しないものとする。

### (交付請求)

第5条 請求者は、長崎港内の土場を借り上げたときは、当該月分を翌月の14日までに、長崎港原木輸出促進事業に係る土場確保助成金交付請求書（様式第1号）に別に定める書類を添えて、センターに提出するものとする。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定)

第6条 センターは、前条の請求書を受理したときは、原則として、その日から14日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、長崎港原木輸出促進事業に係る土場確保助成金交付決定通知書(様式第2号)により請求者に通知するとともに助成金を交付する。

2 不交付の場合は長崎港原木輸出促進事業に係る土場確保助成金不交付決定通知書(様式第3号)により請求者に通知する。

(助成金の返還)

第7条 センターは、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、当制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。